

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
1	実施方針 質問意見 に対する 回答	3	No.24			施設整備 業務に係 るサービ ス対価	<p>「火葬場施設の整備」と「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」に対する対価の支払いは、それぞれ「一括支払金」と「割賦支払金」の2本に分かれる。とのご回答に対して、以下ご提案致します。</p> <p>上記「火葬場施設の整備」は多額となりますが、「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」は、前者に比較して少額となることが見込まれます。</p> <p>ご回答のように、割賦支払金が2本となりますと、事業者側での長期資金調達も2本必要となり、資金調達コストが増加するだけでなく、貴市・SPC・金融機関の3者における債権管理の事務手間も増加することになります。</p> <p>そのため、資金調達コストや金利に係る財政負担(事業費の充当)を削減し、限られた予算を本業に集中させることで、市民サービスの向上を目指すことを目的に、「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」対価は、その全額を一括支払金に見直されてはいかがでしょうか。</p>	「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」対価についても、一部を事業者側にて建て替えをお願いします。
2	実施方針 質問意見 に対する 回答	4	No.26			維持管理 業務及び 運營業務 に係る サービス 対価	<p>維持管理業務及び運營業務に係る光熱水費は、SPCが支払う旨のご回答に対して、以下質問致します。</p> <p>新斎苑は貴市所有物(公共施設)であるため、電気・水道・ガス等の供給契約者は貴市となり、貴市が各光熱水費をお支払いになることが想定されますが、SPC又は運營業務等の受託構成企業が電気等供給事業者と供給契約を直接締結し、SPC等企业から供給事業者に対して各使用料金を直接支払うとのことでしょうか。</p>	実務的には、市の名義で加入、事業者が必要額を市に送金し、市が支払うことを想定しています。
3	実施方針 質問意見 に対する 回答	5		41		解体の対 象となる 既存施設	<p>「本事業に支障がなければそのままし」との回答において、解体時に基礎杭が出た場合は、三重県の産業廃棄物処理の手引きにより「工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片、アスファルト・コンクリートの破片、レンガの破片その他これらに類する不要物」に該当すると思われるため、全て撤去が必要であると思われる。</p>	「本事業に支障がなければそのままし～」との昨年12月2日付の回答を次の通り修正します。「予見できなかった基礎杭があった場合、リスク分担表の、「地中障害物等に関するもの(市があらかじめ提示した情報・資料から予測できないもの)」となりますので、対応について市と協議ください。」
4	実施方針 質問意見 に対する 回答	6		46		埋蔵文化 財リスク	<p>「調査エリアに古井戸が複数見つかっており」とありますが募集要項等の公表時に古井戸の本数・口径・深さ等の現況も明示していただきたい。</p>	要求水準書「別紙13発掘調査報告書及び古井戸位置図」を参照ください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
5	実施方針 質問意見 に対する 回答	7	57			埋蔵文化 財リスク	「事業者側で発生した費用については、事業者側で負担してください」とありますが、埋蔵文化財は事業者側で発生する費用ではございませんので、市によりご負担すべきではないでしょうか。 また、新斎苑建設中に埋蔵文化財が発見された場合の事業中止や事業の遅延に関して発生した費用負担も市で負担いただけることを確認させてください。	「事業者側で発生した費用については、合理的な範囲内で市が負担する。」とリスク分担等を変更します。
6	要求水準 書(案)	表紙					選定基準書(案)とありますが、今後の質疑等により変更されることもありますか。また、正式な選定基準書として提示されるのはいつでしょうか。	募集要項等の公表時に案を取り公表しました。その後の質疑応答により修正することがあります。
7	要求水準 書(案)	表紙					要求水準書(案)とありますが、今後の質疑等により変更されることもありますか。また、正式な要求水準書として提示されるのはいつでしょうか。	要求水準書(案)は、募集要項の公表と同時に、(案)を取ったうえで公表しました。募集要項等に関する質疑応答等により、今後も要求水準書の変更の可能性はあります。
8	要求水準 書(案)	表紙					要求水準書(案)及び選定基準書(案)とありますが正式なものはいつ発表されますか。	募集要項と同時に公表しました。
9	要求水準 書(案)	1	第1	2		本事業の 目的	「本事業は、民間の資金やノウハウを活用し、」とありますが、プロジェクトファイナンスを組成しての調達ではなく、必要な資金を構成企業が全額出資することで調達することは可能でしょうか？	本事業では、金融機関による財政的な規律を重視しており、一定額をプロジェクトファイナンスを組成し金融機関から調達するとともに、金融機関と直接協定を結ぶようにしてください。
10	要求水準 書(案)	3 52	第1 第6	4 12	(3)	維持管理 業務 維持管理 要求水準	残骨灰・集じん灰の管理業務について、実施方針の別紙1-4リスク分担では処理については貴市のリスク分担とあり、要求水準書のP.52においては、「搬出、最終処分は事業者が専門業者に依頼し処理すること」とありますが、実施方針を正とし貴市による処理と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	要求水準を正とし、リスク分担を修正しました。
11	要求水準 書(案)	6	第1	6	(3)	適用関係 法令等 における計 画等	貴市にて策定済の「伊賀市斎苑整備基本方針」及び「(仮称)新斎苑基本計画」の2点が、「本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。」とされております。 特に、要求水準書(案)における環境保全対策業務(P38~40)においては「基本計画を参考として」や、臭気指数の「計測の方法等は(仮称)新斎苑基本計画の臭気指数の考え方を踏襲すること」が要求されておりますが、12月27日に公表されました上記2点の資料には、当該事項の記載がございません。 つきましては、当該事項が記載された資料の追加公表をお願いします。	要求水準書の臭気指数についての記述は、不正確でしたので削除しました。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
12	要求水準書(案)	6	第1	6	(3)	計画等	6、適用関係法令等に適宜参考することとなっている、伊賀市『伊賀市斎苑』整備基本方針、伊賀市「(仮称)新斎苑基本計画は公表していただけますか	公表済みです。
13	要求水準書(案)	6	第1	6	(3)	計画等	(仮称)新斎苑基本計画の公表はされないのでしょうか。	公表済みです。
14	要求水準書(案)	7 19 22	第1 第2 第2	8 5 5	1) (2) 6) (4)	災害時の対応、燃料の備蓄 建築付帯 設備要件	災害発生時には3日間の運転に対応できるようとのことですが、貴市の想定する3日間の火葬件数は何件でしょうか。P.22の燃料保管設備の記載に通常の火葬件数で3日間との記載がありますが、通常の火葬件数の想定件数は何件を想定されていますか。また、1日における火葬時間は何時から何時までを想定でしょうか。ご教示願います。	通常の火葬件数は、日最大受付6件となります。災害発生時の想定可能件数は、1基あたり2回転、日最大8件とする。災害対応により増加した費用や修繕費用等については、市の負担とする。(LB→市:ご指示により、斎苑の休苑日は、通常時と同様に年末年始及び各月の1日とします。)ダイアグラムについては、提案してください。
15	要求水準書(案)	7 46	第1 第6	7 3	(3) 3) (6) 2)	事業期間終了時の要求水準 維持管理 要求水準	事業期間終了時の建物については記載箇所解釈として、令和22年(2040年)4月~令和24(2042年)3月までの間に大規模修繕を実施しなくてもよい状態に維持管理することと解釈すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
16	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	立地条件	1)基本事項にある敷地面積に対する緑化面積に規定はありませんか。	特にありませんが、敷地外から斎苑が容易に視認できないよう植栽を工夫してください。
17	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	立地条件	1)基本事項にある接道状況では西側:(幅員約7.0m、未舗装)とありますが、どの道路でしょうか。	周辺道路については、要求水準書第2の1(4)インフラ整備状況を参照してください。原データは次の市道路課HPで確認できます。 https://www.city.iga.lg.jp/sidoumouzu/resource/pdf/sidoumouzu/060E534.pdf https://www.city.iga.lg.jp/sidoumouzu/resource/pdf/sidoumouzu/rosenmeisyou.pdf
18	要求水準書(案)	10	第2	1	(2)	整備を行う本施設の構成概要	建設予定地東側の市有地の位置及び面積、境界を明示願います。	建設予定地東側の市有地の面積は、約1,200㎡。その他詳細については、要求水準書「別紙4臨時駐車場等用地」を参照ください。
19	要求水準書(案)	10	第2	1	(2)	整備を行う本施設の構成概要	階数について平屋建てを基本とし事業者の提案によるとありますが、高さについての制限、ご要望はありますか。ご教示願います。	法令上の制限については、事業者にてご確認ください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
20	要求水準書(案)	10	第2	1	(2)		面積について。「1,445㎡(±10%の増減を認める)」とありますが、車寄せ等屋外空間が面積算入される場合、この面積制限に含まれないと考えてよろしいですか。	延べ床面積となります。
21	要求水準書(案)	10	第2	1	(2)		原則平屋建てとありますが、炉設備関係機械設備等は2階の提案は可能ですか。	可能です。
22	要求水準書(案)	10 15 17	第2	1 4	(2) (2) 1 (3) 2	整備を行う本施設の構成概要	待合室について、最小限度の整備とするとありますが、P.15では火葬1件当たりの会葬者数が25~30名、P.17では待合室は1室あたり30人程度とあります。待合室の収容人数を最大30人と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
23	要求水準書(案)	11	第2	1	(4)	インフラ整備状況	下水道放流ルートを検討するための周辺の下水道整備状況を教示願います。	上下水道の配管状況は、市上下水道部窓口で確認ください。
24	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	1)	臨時駐車場のスペースはどのくらいありますでしょうか。	臨時駐車場として利用可能な市有地の面積は約1,200㎡です。詳しくは、要求水準書別紙5を参照ください。
25	要求水準書(案)	12	第2	2	(3)	1)	既存樹木の再利用方法について。移植や残置を想定されていると思われませんが、それ以外にも家具や装飾として利用するという提案は可能ですか。	可能です。
26	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	建築施設要件	建物内は原則禁煙とありますが、建物内を除く敷地内での喫煙は可とされますか。ご教示願います。	敷地内も禁煙です
27	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	施設構成及び諸室要件	総括表において、火葬部門及び管理部門にそれぞれ職員用トイレとありますが斎場職員用として1カ所にまとめてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	重複していましたので、1カ所にまとめるよう修正しました。
28	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	施設構成及び諸室要件	総括表において、待合室(洋式個室)とありますが、完全洋式と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	待合室は洋室としてください。
29	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	施設構成及び諸室要件	総括表において、待合部門に自動販売機コーナーと自販機コーナーがありますが、誤植と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	記述が重複していましたので、修正しました。
30	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	総括表	火葬部門と管理部門のそれぞれに「職員用トイレ(男性用・女性用)」の記載がありますが、会葬者用とは別に職員用トイレの設置を求めているものであり、職員用トイレの設置内容(男女共用とするか、男性用・女性用別に設置するか)は事業者提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	業務従事者用トイレは火葬部門に統一し、「(男性用・女性用)」の記載も削除しているが、4建築施設整備要件(1)基本計画にあるよう、様々な背景を持った方が使いやすいものとしてください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
31	要求水準書(案)	15	第2	4	(2)	1)	①告別室、炉前ホール、収骨室及び収骨準備室の機能が一体となった部屋の設置を行う提案も可能とします。とあります。これは、告別室、炉前ホール、収骨室、収骨準備室について同じ場所を兼用する1つの部屋という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
32	要求水準書(案)	15 29	第2	4 6	(1) (11) 1)	施設構成及び諸室要件	総括表において、収骨前室とありますが、火葬炉設備における冷却前室のことでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
33	要求水準書(案)	16	第2	4	(2) 3) 5)	施設構成及び諸室要件	火葬部門の基本要件においてエントランスホール、炉前ホールに必要な案内表示を行うこととありますが、モニター等、デジタルサイネージのことはお示しでしょうか。また、その他の箇所への設置する想定はなしとの認識でよろしいでしょうか。教示願います。	案内表示をデジタル化するかどうかは、提案によります。
34	要求水準書(案)	16	第2	4	(2) 3) 5)		案内表示をデジタルサイネージとする場合、表示機器の仕様や表示内容は事業者提案でよろしいでしょうか。ご教示願います。	提案によります。
35	要求水準書(案)	16	第2	4	(2) 8)	施設構成及び諸室要件	倉庫等について、保冷库にニホンジカ成獣に対応できるものとありますが、1頭がそのまま収容できる容量をお示しでしょうか。容量をリットル数でのご提示をいただけないでしょうか。また、ペット及びへい獣の受入件数(月平均等)をご教示願います。	ニホンジカの成獣は体重200Kg、体長190cm、肩高130cmに達しますので、必要な保冷库の容量についてはお見込みによりご判断ください。ペット及びへい獣の受入件数は要求水準書「別紙5 ペット及びへい獣受け入れ件数(令和2年度及び3年度)」を参照ください。
36	要求水準書(案)	16	第2	4	(2) 9)	施設構成及び諸室要件	保冷库の既存のものを移設・流用し、新規納入は不可との解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	令和2年度中に購入した遺体用冷蔵庫(二体用)は必ず本施設に移設の上使用してください。当該保冷库の仕様については、要求水準書の別紙6「遺体用冷蔵庫の概要」を参照してください。他に1基ある保冷库については、解体までに市にて廃棄処分します。
37	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	9) 霊安室	「屋外から霊安室、火葬炉へ棺を直接移動する動線」とありますが、「屋外から霊安室、霊安室から廊下や告別室等を通り火葬炉へ移動できる動線」とであると理解すればよろしいでしょうか。	「③屋外から霊安室へ柩を直接移動する動線とすること。」と修正しています。
38	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	9)	霊安室のスペースは既設冷蔵庫2台と、遺体1体分の柩が収納できる広さの解釈で宜しいでしょうか。	既設冷蔵庫(二体用)1台を収納し、作業のために必要なスペースが確保できる広さとしてください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
39	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	7)	動物炉利用者の専用出入口を設けるようにありますが、炉室内に利用者を入れるのではなく、外部から建物に直接入れる動物炉利用者専用出入口を計画するという解釈でよろしいでしょうか。	専用の建物の入り口を設けてください。炉室内には立ち入らせません。
40	要求水準書(案)	17	第2	4	(2)	11)	設置する機械室の種類(空調機械室等)は提案する設備機器の内容によってよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
41	要求水準書(案)	18	第2	4	(4) 1)	施設構成及び諸室要件	事務室等について、会葬者の求める必要な物品の販売に対応できるようにすることとありますが、他の斎場においても物品の販売を行っているところは少なく、その必要性は低いように思われますが、必要でしょうか。また、必要と思われる場合、実施方針の質疑回答書NO.18にある数珠やハンカチ以外に何を想定されていますか。ご教示願います。	利便性確保のため対応をお願いします。想定するものは、数珠とハンカチ、黒ネクタイ、黒の腕章です。
42	要求水準書(案)	18	第2	4	(4) 1)	施設構成及び諸室要件	シャワールームを設置とありますが、ここで示されているシャワールームは事務員または火葬炉運転従事者のどちらが利用する想定でしょうか。火葬炉運転従事者の利用想定である場合、設置場所は事業者提案とさせて頂くことは可能でしょうか。ご教示願います。	シャワールームは要求水準から外しました。
43	要求水準書(案)	18	第2	4	(4)	管理部門 1) 事務室等	「会葬者等の求める必要な物品の販売」とありますが、販売による収益は事業者には帰属すると理解すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
44	要求水準書(案)	18	第2	4	(4)	1)	想定する必要な物品はありますでしょうか。	市が想定する備品は、要求水準書別紙14備品リストを参照ください。
45	要求水準書(案)	19	第2	5	(2)6)⑤	発電設備	「太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合」、当該設備も新斎苑の竣工・引渡しに併せて、貴市への引渡し対象になるとの理解でよろしいでしょうか。仮に、当該設備が貴市への引渡し対象にならない場合、当該設備の設置に対する行政財産の目的外使用許可及び使用料に対する条件のご提示をお願いします。	引渡し対象となります。
46	要求水準書(案)	19	第2	5	(2)	6)	発電機利用時、1日の火葬件数をご教示ください。	非常用発電機利用時の1日あたり火葬件数は、6件です。
47	要求水準書(案)	19 23	第2	5 6	(2) 6) (3) 5)	施設構成及び諸室要件	停電時の非常用電源として、火葬業務遂行のために最低必要な施設を稼働できるものとすると思いますが、P.15の総括表のどの部分を最低必要な施設とお考えでしょうか。ご教示願います。	市としては次の諸室への通電が必要と考えます。 火葬部門：収骨室、炉室、集じん機械室、監視室、台車置場、倉庫、霊安室、残灰・飛灰保管室、機械室、業務従事者用トイレ 待合部門：会葬者用のトイレ 管理部門：事務室 上記以外への通電するとの提案を妨げるものではない。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
48	要求水準書(案)	20	第2	5	(2)12)③	監視カメラ設備	「録画時間や画質等は、後日、画像を確認する際に支障のない程度で、事業者の提案とする」との要求ですが、貴市における個人情報の取扱いに関する規則等で、映像記録の保存期間を規定していると思われます。適切な設備設置による適正な維持管理・運営業務の履行を提案するため、貴市規定による保存期間の指定をお願いします。	法令規則等に則り、お見込みによりご判断ください。
49	要求水準書(案)	20	第2	5	(2)7)	施設構成及び諸室要件	電話設備において、既設斎場の電話回線数をご教示ください。また、現在、その回線数で業務に何らかの不具合が発生していますでしょうか。ご教示願います。	既設斎場では、電話・ファックス兼用の回線を1本使用しています。1回戦のみですが、特に不具合は生じていません。
50	要求水準書(案)	21	第2	5	(3)	4)	排煙設備は建築基準法上、排煙設備が必要である建物や部屋が前提の要求事項であり、同法により排煙設備の要求が無い場合や免除される場合は排煙設備は設置不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	要求水準書(案)	21	第2	5	(3)	5)	給水設備で3日間とありますが、飲料水の貯留方法は受水槽以外の提案も可能ですか。	提案可能です。
52	要求水準書(案)	22	第2	5	(4)	燃料保管設備	「同時に備蓄できるもの」とは、同一の保管設備内への備蓄を求めているとの理解でよろしいでしょうか。	「同時に備蓄できるもの」との表示を削除しました。
53	要求水準書(案)	22	第2	5	(4)		災害発生時、3日間の火葬件数は6件/日×3日=18件でよろしいでしょうか。	災害発生時、非常用発電機を使用しない場合の1日当たりの最大火葬件数は、8件です。3日間の火葬件数は最大8件/日×3日=24件となります。
54	要求水準書(案)	23	第2	6	(3)1)	火葬炉設備	燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」(特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会)に記載されている「遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg」を用いるのが一般的であると考えますが如何でしょうか。	お見込みの通り「火葬場の建設・維持管理マニュアル」(特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会)に準じた取り扱いを想定をしています。
55	要求水準書(案)	23	第2	6	(3)5)	火葬炉設備	火葬炉の非常時の運転について、停電時に動物炉を除く火葬炉1炉及び1系列を強制排気方式で運転することとありますが、合計2炉が運転できれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	停電時に動物炉の運転は求めません。一時に火葬炉1炉及び1系列を強制排気方式で運転し火葬できることを求めます(同時に別々の炉で火葬と冷却を行うことはありえます。)。通常火葬件数(一日当たり6件)の火葬に対応できれば良いと考えます。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
56	要求水準書(案)	23	第2	6	(3)	1)	遺体標準重量をご教示ください。	燃焼計算の条件として、ご遺体の標準的な重量は75Kgを想定しています。
57	要求水準書(案)	23 24 39	第2 第3	6 6	(3) 6 (2) 1) 2)	火葬炉設備	火葬炉設備の公害防止基準について、P. 24ではばいじん量 0.03g/Nm ³ 窒素酸化物 100ppm 一酸化炭素 50ppm(平均) 臭気濃度 10(敷地境界) などとなっていますが、P. 39ではばいじん量 0.01g/Nm ³ 窒素酸化物 250ppm 一酸化炭素 30ppm(平均) 臭気濃度15以下(敷地境界)などになっており、食い違いがみられます。どちらが正でしょうか。ご教示願います。	火葬場の維持管理マニュアル、三重県生活環境の保全等に関する条例(工業地域)に即した設定とするため、P. 24(ばいじん量、窒素酸化物、一酸化炭素)、P. 39(臭気濃度)の基準値を修正しました。
58	要求水準書(案)	23 28	第2	6	(3) 3) (8) 3)	火葬炉設備	排気方式について、強制排気方式(2系で1基に排気)とありますが、2炉で1排気系統とすると解釈してよろしいでしょうか。また、2炉1排気系統に限定するという点でよろしいでしょうか。ご教示願います。	「強制排気方式(2系で1基に排気)」を、「強制排気方式(2炉1排気系統)」に修正しました。
59	要求水準書(案)	24	第2	6	(3)	6)	P24とP39の公害防止基準値に違いがあります。どちらが正しいでしょうか。	p24公害防止基準が誤っていたので、p39環境保全対策業務に合わせ修正しました。
60	要求水準書(案)	25	第2	6	(5) 1)	火葬炉設備	排ガス検査について、竣工年度を初回として、その後隔年ごとに…実施するとありますが、事業期間を通じて8回実施するという解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
61	要求水準書(案)	25	第2	6	(5)	1)	竣工時の排ガス検査は4炉分でよろしいでしょうか。	竣工時(供用開始後速やかに)の排ガス検査は、すべての炉で実施ください。
62	要求水準書(案)	27 43	第2 第6	6 2	(6) 6)	火葬炉設備 維持管理 要求水準	将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とありますが、更新とは大規模修繕と同義の入替と解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。「将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置」を、「将来の火葬炉の大規模修繕を考慮した機器配置」に修正しました。
63	要求水準書(案)	29	第2	6	(11)	4), 5)	柩運搬車、台車運搬車は兼用運搬車でよろしいでしょうか。	柩運搬車、炉内台車運搬車は兼用可とします。
64	要求水準書(案)	30	第2	6	(12)	1)	伊賀市様は60Hzの範囲と解釈しております。誤記でしょうか。	60Hzの誤記です。
65	要求水準書(案)	31	第2	6	(12) 3)	計装制御設備	表3 計装制御一覧に記載の項目は事業者提案により適宜追加・削除を行っても宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
66	要求水準書(案)	34	第3	2	(8)	留意事項	ここでの「負担金」とは本施設引渡し完了後に貴市から支払われる「一時払い金」のことでしょうか。	「一時払い金です。」と修正しました。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
67	要求水準書(案)	34	第3	3	(3)	基本要件	「周辺地域住民等に広報業務」とありますが、事業者側が独自に行うものと解釈してよろしいでしょうか、また市が発行する『広報いが』への記載でしょうか	業務名がミスリーディングなため、業務名を「周辺地域住民等への周知業務」に修正しました。
68	要求水準書(案)	35	第3	3	(5)	建設期間中の業務	④「何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする」とありますが、施工中の稼働時間内と解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
69	要求水準書(案)	35	第3	3	(5)	建設期間中の業務	⑤「発生する廃材等のうち再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること」とありますが、建設リサイクル法に基づく再生資源利用【促進】計画書(実施書)に基づくものと解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みにてご判断ください。
70	要求水準書(案)	38	第3	5		備品等整備業務	備品の定義について、取得価格が税込み20,000円以上のものとありますが、20,000円未満のものについては備品台帳に記載する必要はないと解釈してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
71	要求水準書(案)	38	第3	5		備品等整備業務	備品の整備について、要求水準書の補足資料として備品リストをご提示いただけないでしょうか。	要求水準書「別紙14備品リスト」を参照ください。
72	要求水準書(案)	41	第3	7		所有権移転業務	「必要に応じて登記を行ったうえで」との記載がございますが、登記の必要性は他の公共施設における登記状況等から貴市で判断されること(事業者側では判断不可)ですので、明確にさせていただけないでしょうか。	次の通り修正しました。「事業者の負担により、本事業において整備した建物等について市長名で表題登記を行ったうえで、令和6年3月末日までに、市に施設の所有権を移転するとともに、同時に保存登記を行う。」
73	要求水準書(案)	41	第5	1	②	⑤	「解体によって搬出される廃棄物は・・・適正に処理すること」と記載がございますが、ここにいう「廃棄物」は解体工事に伴い発生する「産業廃棄物」との理解でよろしいでしょうか。 現在の施設に設置されている机や椅子等の備品は「一般廃棄物」に該当し、廃掃法上、事業者にて処理ができませんので、環境省から出されている「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)」(環循適発第1806224号・環循規発第1806224号・平成30年6月22日)に基づき、市にて全て撤去頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
74	要求水準書(案)	42	第5	1			解体業務に実施設計業務や積算業務は含まれているという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
75	要求水準書(案)	48 29	第6 第2	4 6	(1) (10)	維持管理 要求水準	業務の実施について、排ガス処理設備についてはバグフィルターが正常に機能する…とありますが、P.29の排ガス処理設備の集塵装置の記載にはバグフィルターの記載がありません。バグフィルターの設置は必須条件でしょうか。ご教示願います。	バグフィルターは必須です。
76	要求水準書(案)	48	第6	4	(1)		バグフィルターは要求水準となるのでしょうか。	要求水準書p32(10)排ガス処理設備 1)集塵装置に「⑦バグフィルターを採用すること。」を追加しました。
77	要求水準書(案)	50	第6	8	⑤	植栽・外 構維持管 理業務	資料●「事業用地図及び区域図」(事業用地外植栽管理区域図含む)は、募集要項等の公表に併せて貴市ホームページで公表頂きますようお願いいたします。	不要な記述でしたので要求水準より削除しました。
78	要求水準書(案)	51	第6	9		維持管理 要求水準	警備業務について、通夜等で夜間も使用されている際の…とありますが、葬祭場は無く、通夜での使用はないと思われませんが、その他に夜間に施設を利用することはありますでしょうか。ご教示願います。	警備業務について、「通夜等で夜間も使用されている際の…」の部分を削除しました。
79	要求水準書(案)	52	第6	12		残骨灰・ 集じん灰 の管理業 務	灰の最終処分は「事業者が専門業者に依頼し、処理すること。」とある。灰処分に伴う収入は市のものとする。	業務名称を、残骨灰・集じん灰の管理業務を「残骨灰・集じん灰の管理・処分業務」に修正しました。
80	要求水準書(案)	52	第6	12	②	残骨灰・ 集じん灰 の管理業 務	「灰の搬出、最終処分は、事業者が専門業者へ依頼し」とありますが、専門業者は事業者が選定し、その費用は本事業費(予定価額)に含まれると理解すればよろしいでしょうか。	専門業者は事業者が選定し、その費用等は市に帰属することとなります。
81	要求水準書(案)	56	第7	3	(1)	運営業務 要求水準	稼働日及び利用時間等の記載の表に(日最大受付6件)とありますが、この件数が、P.22の(4)燃料保管設備①の通常火葬件数を示すと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	停電時は通常火葬件数(1日最大受付6件)に対応することを求めます。
82	要求水準書(案)	56	第7	3	(1)	運営業務 要求水準	稼働日について、「毎月2日～月末、毎月1日は休業日」とありますが、友引日についても完全休業日との認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	友引は休業日ではありません。
83	要求水準書(案)	56	第7	3	(1)	稼働日及 び利用時 間等	予約可能日は「1月2日～12月31日」とありますが、火葬の予約受付(ペット火葬及び霊安室使用を除く)は、毎月1日(本施設の休業日)を除く施設稼働日を対象として、貴市にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	火葬の予約受付(ペット火葬等を除く)は、死亡届の提出時に市役所及び支所で受け付けますが、平日(月曜日～金曜日)の夜間や休日は時間外窓口で受け付けますので、365日24時間予約が可能です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
84	要求水準書(案)	56	第7	3	(1)	稼働日及び利用時間等	日最大受付は6件とありますが、6件にはペット等の動物炉の受付も含まれているのでしょうか。	6件の中に動物炉の受付は含まれません。
85	要求水準書(案)	57	第7	3	(3)	運営業務要求水準	現在の施設に於ける予約受付枠をご教示願います。(例:9:30、10:30…等)	9:30~14:30までの6枠となります。
86	要求水準書(案)	57	第7	4		運営業務要求水準	予約受付業務について、電話・FAXにより…休業日を除く業務時間内に行うこととありますが、予約システムは不要と解釈してもよろしいのでしょうか。ご教示願います。	不要です。
87	要求水準書(案)	57	第7	7	⑥	運営業務要求水準	「位牌の確認を行うこと」とありますが、位牌火葬を行うか否かをご遺族、お寺様等に確認する業務として解釈してよろしいのでしょうか。ご教示願います。	位牌の取違がないように確認をお願いします。
88	要求水準書(案)	57	第7	5	⑥	利用者受付業務	「本要求水準書第5の13(3)に示す対応を行うこと」とありますが、「第7の13(3)」の誤りと理解すればよろしいのでしょうか。	お見込みの通りです。
89	要求水準書(案)	57	第7	4	④		設使用許可書は施設使用許可書の誤記でしょうか。	施設使用許可書の誤記です。
90	要求水準書(案)	58	第7	9		収骨業務	引き取り拒否等による遺骨を3年間保管した後は、貴市にて引き取って頂けることでよろしいのでしょうか。	3年経過後は残骨灰と一緒に処分してください。
91	要求水準書(案)	58	第7	8	④	運営業務要求水準	「待合ロビーまたは待合室へ案内すること」とありますが、葬儀社様等のアテンドが無い場合のみの業務として解釈してよろしいのでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
92	要求水準書(案)	58	第7	8,9		運営業務要求水準	待合ロビー及び待合室を利用されない会葬者、葬家に対してのご案内、収骨時間等の通知方法などの要求事項がありましたらご教示ください。また、定めが無い場合、事業者提案として解釈してもよろしいのでしょうか。	お見込みによりご提案ください。
93	要求水準書(案)	58	第7	9		運営業務要求水準	収骨業務において、引き取り拒否が想定されるため3年間の遺骨の保管を含むとありますが、3年を経過した遺骨については貴市の責任において処分されるものと解釈してよろしいのでしょうか。また、書面等により、引き取りを希望しない遺族の許可を取った場合は即時処分してもよろしいのでしょうか。ご教示願います。	3年経過後は残骨灰と一緒に処分してください。書面により遺族の許可が得られれば、3年を待たずに処分可能です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
94	要求水準書(案)	58	第7	9		収骨業務(3年間の遺骨の保管を含む引き取り拒否が想定された)	「3年間の遺骨の保管」とありますが、事業者が施設内にて保管し、3年を経過した遺骨については、貴市で引き取り頂けると理解すればよろしいでしょうか。	3年間の保管期間経過後は、他の残骨灰とともに適切に処分してください。
95	要求水準書(案)	59	第7	11		運営業務要求水準	動物の火葬について、個別火葬(収骨を含む)は行わないとの解釈でよろしいでしょうか。また、会葬者が来場した際には予約を確認し…とありますが、動物火葬での予約はないとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	現在の取り扱いと同様に、希望があれば動物の個別火葬を行います。そのため動物の火葬についても予約をとります。
96	要求水準書(案)	59	第7	12	③	運営業務要求水準	ここで示される「飲食」とは昼食(仕出し等)などの想定として解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	利用時間中の仕出し等の持ち込みによるものを想定しています。
97	要求水準書(案)	59	第7	13	(2)	運営業務要求水準	庶務・広報業務において、ホームページ等の…とありますが、ホームページの構成内容については事業者提案でよいと解釈してよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みの通りです。
98	要求水準書(案)	59	第7	13	(2)	運営業務要求水準	庶務・広報業務において、パンフレット等を作成しとありますが、作成部数は何部でしょうか。ご教示願います。	お見込みによりご判断ください。
99	選定基準書(案)	5	第3			基礎審査(二次審査)	共通事項に「1つの提案項目に対して、2つ以上の提案がないこと」の記載とございますが、提案様式で指定された項目に応じた内容の提案を求める(設計・建設に関する様式に、維持管理・運営に関する提案は不可とする)もので、提案様式で指定された項目に合致した提案であれば、2つ以上の提案を拒むものではないとの理解でよろしいでしょうか。	同じ提案を複数の様式に出さないようにとの趣旨です。
100	選定基準書(案)	5	第3				共通事項に「1つの提案項目に対して、2つ以上の提案がないこと」とありますが、1つの提案が別の様式でも記載されることがないことと解釈してよろしいでしょうか。	同上
101	選定基準書(案)	6	第4	2		配点	加點評価において失格となる最低点の設定は、当該表の3つの項目の合計点で判断されるものであり、各項目において「足きり点」は設定しないとの理解でよろしいでしょうか。	最低点は3つの項目の合計で判定します。
102	選定基準書(案)	10	第4	2	(4)	その他(5)点	(1)～(3)の評価において「配点」を上まわるような秀でたもの、若しくは(1)～(3)の評価項目にはないが、優れたものの双方という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答(公表版)
103	募集要項	8	第3	2			参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付期限まで期日が限られており、押印手続きが間に合わない可能性があります。押印が間に合わない場合は、いったん提出後後日差替えとしてよいでしょうか。	押印が間に合わない場合は、後日差替えも可としますので、個別にご相談ください。